



武蔵野美術大学  
留学生ハンドブック

2009

# 目次

在留手続き	2
在留資格等	
(1)留資格変更許可申請	
(2)在留期間更新許可申請	
(3)入国許可申請	
(4)資格外活動許可申請	
取次申請受付期間	
入国管理局の案内	
外国人登録	
その他	
授業料減免制度	8
奨学金	9
奨学金の種類	
大学による連帯保証人制度留学生住宅総合補償	12
医療費補助	13
国民健康保険	
短期貸付制度	14
帰国時手続き	15
国際センター事務室窓口	16

## 在留手続き

### 在留資格等

在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことのできる資格のことです。日本に在留する外国人は、入国(上陸)の際に許可された在留資格の範囲での活動が認められています。

本学に在籍する外国人留学生は、「出入国管理及び難民認定法」に定める『留学』という在留資格を取得することができます。『留学』以外の在留資格を取得している場合でも在学することには差し支えありませんが、奨学金や授業料減免等は『留学』の資格がなければ申請することはできません。

留学生が日本に在留する間、次の手続きをすることが必要となり、入国管理局において個別に審査されます。

個人で申請をすることも可能ですが、国際センター事務室では、留学生本人に代わって入国管理局に各種申請を行う取次申請を行っています。取次申請を希望する留学生は、下記の必要書類を、取次申請受付期間(\*P.5参照)に国際センター事務室へ申請をしてください。

### (1)在留期間更新許可申請

在留資格『留学』は、在留期間が1年または2年であり、その期間を超えて日本に在留することはできません。期間を超えて滞在することは不法滞在となり処罰の対象となり、強制退去させられる場合もあります。また再度在留資格を取得することは困難となります。在留期間満了の2ヶ月前から申請ができます。

#### <必要書類>

- ① 在留期間更新許可申請書
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書または履修登録書
- ④ 収入印紙(4000円分)
- ⑤ パスポート
- ⑥ 外国人登録証明書
- ⑦ 在留中の経費支弁状況を立証する資料  
(国際センター事務室で問い合わせてください)

## (2)在留資格変更許可申請

卒業前に留学ビザが期間満了となり卒業式に出席する場合や卒業後も引き続き日本で就職活動をする場合『留学』から『短期滞在』、『特定活動』へ変更します。

### <必要書類>

- ① 在留資格変更許可申請書
  - ② 学証明書
  - ③ 成績証明書または履修登録書
  - ④ 収入印紙(4000円分)
  - ⑤ パスポート
  - ⑥ 外国人登録証明書
  - ⑦ 在留中の経費支弁状況を立証する資料
  - ⑧ 推薦状
- \* ⑧は『特定活動』への変更に必要です。詳しくは国際センター事務室で問い合わせてください)

## (3)再入国許可申請

日本での在留中に、帰国、旅行等で一時的に日本を出国し、再度日本へ入国する場合は、出国前に「再入国許可」を取得しなければなりません。もし、「再入国許可」を取得しないで出国した場合には、改めて査証(ビザ)を取り直さなければならなくなり、再び入国できるまでに非常に長い時間が必要になります。

### <必要書類>

- ①・ 再入国許可申請書
- ②・ 収入印紙(数次6000円分、1回限り3000円分)
- ③・ パスポート
- ④・ 外国人登録証明書

#### (4) 資格外活動許可申請

在留資格「留学」は、日本で学習・研究を行なうために在留している人のための在留資格です。アルバイトをするためには、入国管理局に資格外活動許可の申請をして、許可を受けなければなりません。資格外活動許可を受けることによって、留学生はアルバイトを週28時間以内の範囲でできることとなります(科目等履修生は週14時間以内)。但し、本学が定める休業期間中は、1日8時間以内の範囲でできます。

##### <必要書類>

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書または履修登録書
- ④ 副申書、副申書別記(国際センター事務室で作成)
- ⑤ パスポート
- ⑥ 外国人登録証明書

#### ●アルバイトをする時は・・

アルバイトは、資格外活動許可を受けてから開始してください。

また、アルバイト中は必ず『資格外活動許可書』を常に携帯してください。

資格外活動許可を受けずにアルバイトをしたり、資格外活動許可の対象とならないアルバイト(下記参照)をすると資格外活動の違反となり罰せられます。

#### ●対象外のアルバイト

- ① 客の接客をして飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バーなど、麻雀屋・パチンコ屋・スロットマシン設置業などの「風俗営業」が営まれている営業所において行うアルバイト。
- ② ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなどの「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行うアルバイト。
- ③ 出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業などの「無店舗型性風俗特殊営業」に従事するアルバイト。
- ④ インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などの「映像送信型性風俗特殊営業」に従事するアルバイト。

※こうした業種に係わるチラシやティッシュ配りなども禁止されています。

#### ●大学が定める休業期間

平成 21 年度

4月1日(水)～4月12日(日)

7月21日(火)～9月6日(日)

10月27日(火)～11月8日(日)

12月22日(火)～1月11日(月)

1月24日(日)～3月31日(水)

## 取次申請受付期間(平成 21 年度)

■色の期間に国際センター事務室へ申請をしてください。

個人申請を行う場合、資格外活動許可申請に必要な副申書の申請は随時受け付けます。

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

## 入国管理局の案内

### 1. 東京入国管理局

住所: 港区港南5-5-30

電話: 03-5796-7111(代表)

03-5796-7112(インフォメーションセンター)

info-tokyo@immi-moj.go.jp

http://www.immi-moj.go.jp/

### 2. 東京入国管理局立川出張所

住所: 国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎

電話: 042-528-7179



## 外国人登録

日本に滞在する外国人は、「外国人登録法」の定めるところにより、在留期間が90日を超える場合は、入国後90日以内に、居住する市(区)役所などで、外国人登録の手続きをしてください。手続きが終了すると外国人登録証明書が交付されますので、常に携帯してください。

### <必要書類>

- ① 外国人登録申請書(市・区役所指定の用紙)
- ② 写真2枚(同一ネガ、4.5cm×3.5cm、6ヶ月以内に撮影したもの)
- ③ パスポート

## その他(市・区役所へ届出を行なう場合)

1. 在留期間更新許可、在留資格変更許可などを受けた場合  
許可を受けた日から14日以内に申請すること

### <必要書類>

- ①パスポート
- ②外国人登録証明書

2. 居住地を移転した場合(現住所を変更した場合)  
移転した日から14日以内に申請すること

### <必要書類>

- ①変更登録申請書(市・区役所所定の用紙)、
- ②外国人登録証明書

3. 外国人登録証明書を紛失または盗難により失った場合  
失ったことを認めた日から14日以内に申請すること

### <必要書類>

- ①外国人登録証明書申請書(市・区役所所定の用紙)
- ②パスポート
- ③写真2枚(同一ネガ、4.5cm×3.5cm)

4. 氏名、国籍、在留資格、在留期間が変更になった場合  
変更があった日から14日以内に申請すること

### <必要書類>

- ①変更登録申請書(市・区役所所定の用紙)
- ②外国人登録証明書
- ③パスポート等変更が生じたことを証明するもの

## 授業料減免制度

本学では、正規課程に在籍する優秀な私費外国人留学生に対し、経済的負担を軽減することにより学業を成就させることを目的として、授業料の一部減免を実施しています。

### ●対象

- ・正規課程に在学する私費外国人留学生のうち造形学部 2・3・4 年生(編入生を除く)および大学院修士課程 2 年生
  - ・在留資格が「留学」の者
- ※ただし、以下に該当する者は、対象から除外する。
- ・文部科学省国費外国人留学生
  - ・外国政府派遣留学生
  - ・シンガポール商工会議所派遣学生
  - ・その他、国費留学生に準ずる奨学金を受けている者
  - ・学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
  - ・前年度休学または留年した者(病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く)
  - ・休学中の者

### ●手続方法

留学生面談を受けることが条件です。

[提出書類] 平成 20 年度授業料減免申請書

[提出方法] 面談時に持参すること

## 奨学金

国際センター事務室では、私費留学生を対象とした奨学金を取り扱っています。奨学金には、本学が支給する学内奨学金と国や財団が支給する学外奨学金があります。学内奨学金や大学推薦を必要とする学外奨学金の応募には、下記の手続きが必要となります。また、ほとんどの奨学金は健康状況の確認が必要となります。大学で実施される定期健康診断は必ず受診してください。

### <対象>

授業料減免制度対象者と同じ(P.8 参照)。

### <手続方法>

留学生面談を受けることが条件です。

[提出書類] 平成 20 年度奨学金出願書

[提出方法] 面談時に持参すること

学内奨学金及び学外奨学金のうち、文部科学省私費外国人留学生学習奨励費に関しては、面談後、奨学金出願書、成績\*を参考資料とし、人物、学力を総合評価した上で、採用、推薦順位を決定し、該当する学生に連絡します。

その他の学外奨学金で学内推薦を必要とするものは、大学に応募要綱が届き次第、学内掲示等で案内・募集をし、学内選考(書類、面接等)を行い、推薦者を決定します。

尚、学内推薦を必要とする学外奨学金に重複して大学から推薦することはありません。

個人で応募する奨学金情報に関しては、掲示等でお知らせします。

### \*成績の基準

造形学部2, 3, 4年生 : 前年度の成績のGPA

大学院(修士課程)2年生 : 前年度の成績のGPA

### 計算式

$$\text{GPA} = \frac{(\text{「優の単位数」} \times 3) + (\text{「良の単位数」} \times 2) + (\text{「可の単位数」} \times 1) + (\text{「不可の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

GPA: Grade Point Average の略。世界標準的な大学での学生の成績評価方法。

## 奨学金の種類(2008 年度実績)

### (1)学内奨学金

#### ○武蔵野美術大学私費外国人留学生奨学金

[応募資格] 学部・大学院修士課程に在籍する私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者

[支給期間] 1 年

[給付金額] 300,000 円/年

[採用実績] 学部 4 名、大学院 2 名

#### ○武蔵野美術大学高井幸子奨学金

[応募資格] 学部・大学院修士課程に在籍する私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者

[支給期間] 1 年

[給付金額] 250,000 円/年

[採用実績] 学部 2 名

### (2)学外奨学金(大学推薦)

#### <文部科学省>

#### ○国費外国人留学生(国内採用)

[応募資格] 学部・大学院修士課程に在籍する私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者

[支給期間] 1 年

[給付金額] 学部 126,000/月、大学院 160,000/月

[採用実績] 大学院 1 名

[募集時期] 10 月

#### ○私費外国人留学生学習奨励費(日本学生支援機構)

[応募資格] 学部・大学院修士課程に在籍する私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者

[支給期間] 1 年

[給付金額] 学部 50,000/月、大学院 70,000/月

[採用実績] 学部 17 名、大学院 6 名

[募集時期] 4 月

#### <民間>

#### ○共立国際交流奨学財団奨学金

[応募資格] 学部 に在籍するアジア諸国出身の私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者

[支給期間] 1 年

[給付金額] 100,000/月

[募集時期] 11 月

○朝鮮奨学会奨学金

- [応募資格] 学部・大学院修士課程に在籍する韓国籍私費外国人留学生。人物、学力に優れた者
- [支給期間] 1年
- [給付金額] 学部 25,000/月、大学院 50,000/月
- [採用実績] 学部 1名、
- [募集時期] 4月

○堀田育英奨学金

- [応募資格] 学部に在籍する私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者
- [支給期間] 1年
- [給付金額] 80,000/月
- [募集時期] 10月

○平和中島外国人留学生奨学金

- [応募資格] 学部・大学院修士課程に在籍する私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者
- [支給期間] 1年
- [給付金額] 学部 100,000/月、大学院 120,000/月
- [採用実績] 大学院 1名
- [募集時期] 10月

○ロータリー米山奨学金

- [応募資格] 学部・大学院修士課程に在籍する私費外国人留学生  
人物、学力に優れた者
- [支給期間] 1年
- [給付金額] 学部 100,000/月、大学院 140,000/月
- [採用実績] 大学院 1名
- [募集時期] 10月

○神林留学生奨学金

- [応募資格] 大学院修士課程に在籍する東・東南アジア出身の私費外国人留学生。人物、学力に優れた者
- [支給期間] 1年
- [給付金額] 100,000/月
- [募集時期] 1月

## 大学による連帯保証人制度

### 留学生住宅総合補償

日本では、民間アパートを借りる際、入居のための「保証人」が必要になりますが、自分で保証人を見つけるのが困難な場合、大学が保証人になることができます。この制度を利用するためには、大学が指定する保険「留学生住宅総合補償制度」に加入することが必要となります。

この補償制度は、万一の火災等による備えと保証人に金銭的負担をかけないようにする制度です。

詳細については、国際センター事務室に相談してください。

保険料：4,500 円(1 年)、9,000 円(2年)

### 財団法人日本国際教育支援協会

<http://www.jees.or.jp/crifs/index.htm>

## 医療費補助制度

### 国民健康保険(国保)

日本に 1 年以上在留する留学生は、国民健康保険に加入することが義務づけられています。加入の手続きは、外国人登録を行った区役所(市役所)等の国民健康保険課で行います。「外国人登録証明書」を持参し、書類に必要事項を記入すれば「保険証」(1 世帯に 1 枚)が交付されます。

国民健康保険への加入により、治療費は 3 割の負担で済むことになります。ただし、保険の対象外の医療(健康診断・美容整形・正常な出産等)もあります。加入後、保険料(年額 12,000 円程度、8 回払い)を支払う必要がありますが、国民健康保険は大きな病気や入院をした場合などに大変有効であり、とくに家族同伴者は、この保険に加入することにより治療費が軽減されます。留学生は国民健康保険課で所得がないことを申告すれば、保険料が減額されます。実際の保険料や支払い方法等については、各自、国民健康保険課に確認してください。日本国内において健康保険を取り扱う医療機関で診断を受ける際には、必ずこの「保険証」を持参してください。氏名・世帯主・住所等が変わった場合は 14 日以内に、留学が終わり帰国する場合は帰国する前に、国民健康保険課に届け出てください。

## 短期貸付制度

### 日本国際教育支援協会(学生支援基金)による短期貸付制度

財団法人日本国際支援協会では、大学等の学生に対する短期貸付を行っています。主に学費の支払い、学校納付金等で緊急かつ一時的に金銭に困窮した場合に、短期の間、無利子で貸与されます。

ただし、貸付額は1回につき20万円以内で、通常の卒業年度にあたっている学生には貸付されません。

貸付を希望する場合は、下記の間合せ先に受付の可否を確認してください。

### 財団法人日本国際教育支援協会 東京事務室

〒161-0034 東京都新宿区上落合 1-17-1

独立行政法人 日本学生支援機構内

Tel: 03-3950-7515

Fax: 03-3952-8976

<http://www.jees.or.jp>

## 帰国手続き

母国へ帰国する前に、次のことを忘れずに手続きして下さい。

### 1. 国民健康保険の解約

居住する市(区)役所へ保険証を返還し、保険料の精算をします。

### 2. 銀行口座の解約

銀行に口座を開設している場合、銀行での解約の手続きをしなくてはなりません。全額お金を引き出しただけでは、解約したことにならないので注意してください。

### 3. 家賃・公共料金の精算

アパートの家賃、電話、水道、ガス、電気、携帯電話など全て解約し、料金の精算をしてください。(1ヶ月前まで)

### 4. 外国人登録証明書の返還

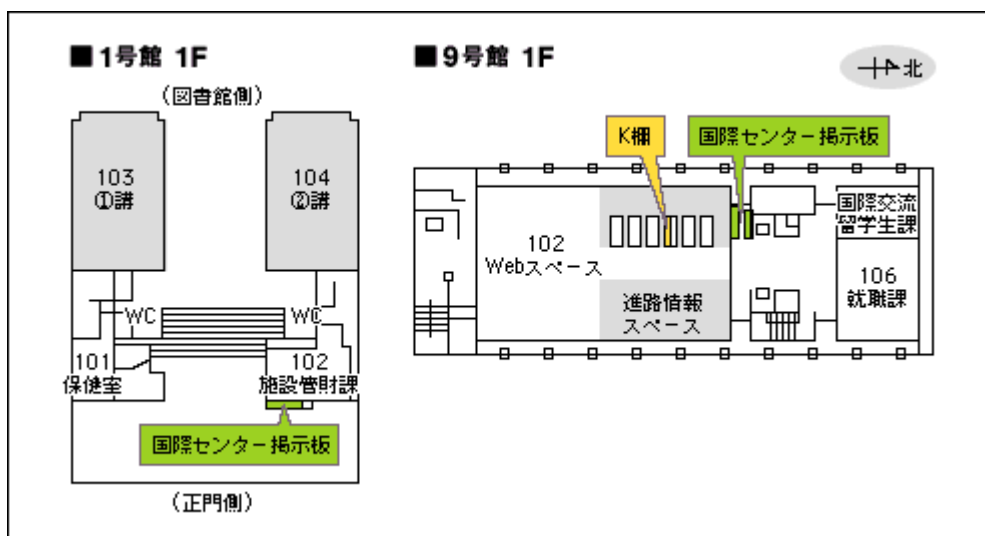
外国人登録証明書は、帰国時に日本の空港で入国審査官に返還します。入国審査官から、居住していた市(区)役所へ連絡されます。

## 国際センター事務室

本学で学ぶ外国人学生の皆さんが、より充実した留学生生活を送ることができるよう各種相談を受け付けています。わからないこと困ったことがあれば、できるだけ早く相談するよう心掛けてください。

国際センターからの連絡やお知らせは、すべて掲示板によって行います。大学へ来た場合は、必ず掲示板を見るようにしてください。

その他各種情報は、学内掲示板(1号館、9号館)、進路情報スペース内のK棚、国際センターホームページ等でお知らせいたします。



### 国際センター事務室

[住所] 〒187-8505 東京都小平市小川町 1-736

(9号館1階 Web スペース奥)

[電話] 042-342-6041 / 042-342-6037

[Fax] 042-342-5193

[E-mail] ryugaku@musabi.ac.jp

[URL] <http://www.musabi.ac.jp/intl/>

[事務取扱時間] 月～土曜日 9:00～16:30(昼休み 12:40～13:40)

\* 変更がある場合、掲示板等でお知らせいたします。

**Musashino  
Art  
University**

国際センター事務室

2009年4月1日発行